



大牟田ライフケア院

無料低額介護老人保健施設利用事業のご案内

当施設では、生計困難者が経済的理由により必要な介護を受ける機会が制限されることの無いよう、社会福祉法第2条第3項第10号の規定に基づき、無料または低額な料金で介護サービスを提供する第二種社会福祉事業を実施しております。

入所費でお困りの方は、ご相談ください

対象となる方

・介護老人保健施設に入所を希望している方で、生活保護法による保護を受けている方や低所得者の方など経済的理由により施設利用料の支払いが困難な方。

申請に必要なもの

・世帯全体の収入がわかるもの
(市県民税所得課税証明書・公的年金等の源泉徴収票・給与明細など)

減免の範囲

・無料又は介護老人保健施設サービス費に要した費用(食費・居住費・室料差額・日用品費等を含む)の10%以上

※本制度の適用とならない場合でも、施設利用料の支払いや今後の生活について、解決の糸口をみつけれられるようお手伝いをさせていただきます。お気軽にご相談ください

ご連絡先 福岡県済生会大牟田ライフケア院
0944-52-8899
支援相談員 伊藤・平田